

第7期ひたちなか市障害福祉計画・第3期ひたちなか市障害児福祉計画【概要版】

令和6年3月策定

1. 計画策定の趣旨

この計画は、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」です。令和6年度から令和8年度まで3年間の障害福祉サービス等の目標値や見込量などを定めます。

2. 障害のある人の現況

令和5年3月末日現在の身体障害者手帳交付数は4,202人です。肢体不自由が全体の約44.2%、次いで内部障害が約39.1%です。療育手帳交付数は1,334人です。等級別ではCが最も多いです。精神障害者保健福祉手帳交付数は1,206人です。等級別では2級が最も多いです。自立支援医療受給者は令和4年度末日現在2,705人です。気分障害が1,006人で最も多く、統合失調症、統合失調型障害及び妄想性障害が664人です。

3. 基本理念

基本理念は「みんなでつくる地域でともに生きるまち」です。

4. 基本方針

基本方針は「自分らしく生きるための支援」「健やかな育ちへの支援」「安心して暮らすための支援」の3つです。

5. 計画の目標と実施方針

この計画では、2つの重点施策を定めます。

(1) 重点施策1 地域生活支援拠点の整備

地域生活支援拠点とは「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」の5つの機能を整備し、障害者の生活を地域全体で支える体制をいいます。ひたちなか市では、複数の事業所が協力して拠点となる面的整備型による整備を目指します。「緊急時の受入れ・対応」と「体験の機会・場」の提供体制について検討を進め、令和8年度末までに地域生活支援拠点を整備します。

(2) 重点施策2 相談支援体制の充実・強化

計画相談事業所、障害児者相談支援センター及び基幹相談支援センターが相互に連携する仕組みを構築します。障害者、家族、地域住民がアクセスしやすい相談支援体制を構築し、当事者や家族が同じ立場で気軽に相談できる場をつくります。

※このマークは目の不自由な方のための「音声コード」
です。専用のアプリや読み上げ装置等で読み取ると内容を
音声で聞くことができます。



(3) その他の施策

- ①児童サービスは、「児童発達支援センター」や「重症心身障害児向け児童発達支援事業所」の整備を図ります。
- ②防災対策は、協定福祉避難所と連携しながら具体的な対策を検討していきます。
- ③地域生活支援事業は、より良い制度となるよう充実を図ります。
- ④障害者の理解促進は、合理的配慮の提供や、青年期のメンタルヘルズ講座を新たに実施するなど充実・強化に努めます。
- ⑤差別解消と虐待防止については、引き続き周知・啓発を行います。

6. 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害福祉サービス・障害児サービスの利用者は、毎年増加しています。いずれのサービスも今後3年間は引き続き増加傾向で推移すると見込みます。市では、各サービスの現状把握に努めながら、不足するサービスの充実と適正支給に努めていきます。

7. 計画の推進体制

市障害福祉課が中心となり、基幹相談支援センター、障害福祉・障害児サービス事業所、当事者団体、ボランティア団体等様々な機関の協力のもと、計画を推進していきます。

8. 計画の進行管理

自立支援協議会において定期的に進行状況を確認し、PDCA サイクルにより着実な実施を図っていきます。

9. 成年後見制度について

本計画に内包して「第2期成年後見制度利用促進基本計画」を定めます。

(1) 基本目標と実施方針

基本目標は、「利用者に寄り添った制度の運用」「地域ぐるみで権利擁護支援に取り組む仕組み」「安心して成年後見制度を利用できる基盤整備」とします。県央地域9市町村で構成する「いばらき県央地域連携中枢都市圏」における取り組みを中心として施策を推進します。

(2) 市の取り組み

親族がない方の市長申し立てや費用助成、成年後見制度の普及・啓発を行います。

※このマークは目の不自由な方のための「音声コード」
です。専用のアプリや読み上げ装置等で読み取ると内容を
音声で聞くことができます。

